

## キーワード「教育」



事務局長 長田 朋久

平成27年（2015年）4月1日。いよいよ子ども・子育て新制度がスタートいたします。

日本において、子ども・子育て支援法が施行されるという事です。平成24年8月に可決成立してからのこの3年近くは、幼稚園業界も保育園業界も本当に目まぐるしい時間を過ごしてきたのではないかと感じています。

今回の法律（新制度）のキーワードは「教育」なんだろうと感じています。我々は永年「保育」という言葉を誇り、ある面では頼り、ある面では自信であったのではないのでしょうか。保育は「保護・育成」という意味だけではなく、保育指針に示された「養護と教育」であるという自負は、実は我々関係者だけの驕（おご）りだったのかも知れないとさえ、感じられた、一連のマスコミ報道や学校関係者の保育に対する思いでした。あたかも保育園では一切の教育活動をおこなっていないという発言や報道の在り方に只々驚愕しか覚えませんでした。いかに今まで、保育関係者は一般の方々に保育園でも「幼児教育を行っています」というアピールをしてこなかったのか、今となっては後の祭りでしょう。もちろん認可保育園は幼稚園に負けにくいくらい上質な幼児教育を提供していると自負している園は数知れずあることを私は実感としてわかっています。もちろん認可保育園にもピンからキリまであるように、認可幼稚園にもピンからキリまであって、全ての保育園が幼稚園を勝っているとは思いませんし、優良な認可幼稚園もたくさんあることも知っています。しかし、今回の子ども・子育て支援法の議論の中では、あたかもすべての認可保育園では一切の幼児教育は行っていないかの様な議論が随所に見られ、いかに今までの文部科学省と厚生労働省の壁に隔てられていたのかが浮き彫りにされた格好です。もちろん法律上では認可保育園に「教育」が盛り込まれていないという事実はその通りです。ですから法律上幼児教育をやっていないと言われれば、その通りなのかもしれません。しかし保育指針と幼稚園教育要領が同じ内容になって、現場では実質的に同じ教育・保育を実践しているのは、我々関係者には周知の事実でもあります。

一般の保護者の皆様には、こんな話は知らなくて当然ですし、我々関係者が、意識して3歳以上は幼児教育をやっていきますよと敢えてアッぽいアピールをすること自体、自園のレベルを下げるようにも感じてしまうのは私だけでしょうか。保育関係者なら、少なくとも0歳から「教育」は必要であり、0歳から様々な教育的働きかけを実践していると、そしてそれを保護者と共に子どもを真ん中において取り組んでいると思っている方々は、敢えて「3歳から幼児教育を行っています」とは到底アピールする訳がありませんね。しかし、一方では、この自負が結果的には我々関係者の驕りになっていたのかもしれないと感じる由縁です。

保護者の皆様の一部には、今回の幼保連携型認定こども園は、とても「高位」な、子どものための施設という捉え方をしている人も結構いるようです。もちろん施設設備基準は幼稚園基準と保育園基準の高い方を採用し、乳児から就学前まで保護者の就労形態等の変化にも関係なく最後までその施設で過ごせ、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持つ「保育教諭」が教育・保育にあたるなど、保護者にとってはとても聞こえのいい、新たな国の基準の乳幼児施設というような印象を持つ事は止むを得ないのかもしれませんが、例えば、現実的に考えると既存園が移行特例を使うと必ずしも高い基準の施設基準でなくても幼保連携型認定こども園に移行できますし、職員の配置基準や新単価における公費の負担も大きく変わるわけではありません。特に東京では待機児童の解消という大命題と共に、園庭要件に合致せず、認定こども園に移行できないところも少なくありません。このような側面から、必ずしも保護者の視点と、我々関係者の視点は必ずしも一致していないところが、現行の大きな課題でもあるのではないのでしょうか。

このような現状を鑑みると、私は今こそ、保育関係者が0歳からの教育的働きかけや乳幼児教育の実践内容を、地域の保護者に意識的に働きかけをする必要があるのではないかと感じています。園のしおりや、パンフレット、ホームページやフェイスブックなど、様々な媒体を通じて、アピールの重要性を再認識する事なのではないかと。そのために自園の保育課程をもう一度職員と見直し、「教育」というキーワードをどこかに盛り込めないか、そして年カリ、月案、週案にも落とし込んで、教育的配慮や教育的働きかけをもっともっと前面に乳児から盛り込んでみませんか。もちろん保育実践が変わるわけではないのです。現状の保育を「教育」というキーワードで当てはめてみるのです。いかがでしょうか？